

所管事項調査に関する資料 ①

目 次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	2～22
2 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について	23～25
3 新たに導入される高用量インフルエンザワクチンについて	26
4 救急搬送における選定療養費の徴収について	27～30
5 高額療養費制度の見直しについて	31～34
6 訴訟の現況について	35～36
7 基本構想・基本計画等作成調について	別冊
8 令和 7 年度指定管理者制度の状況について	別冊

市 民 健 康 部

令 和 8 年 6 月

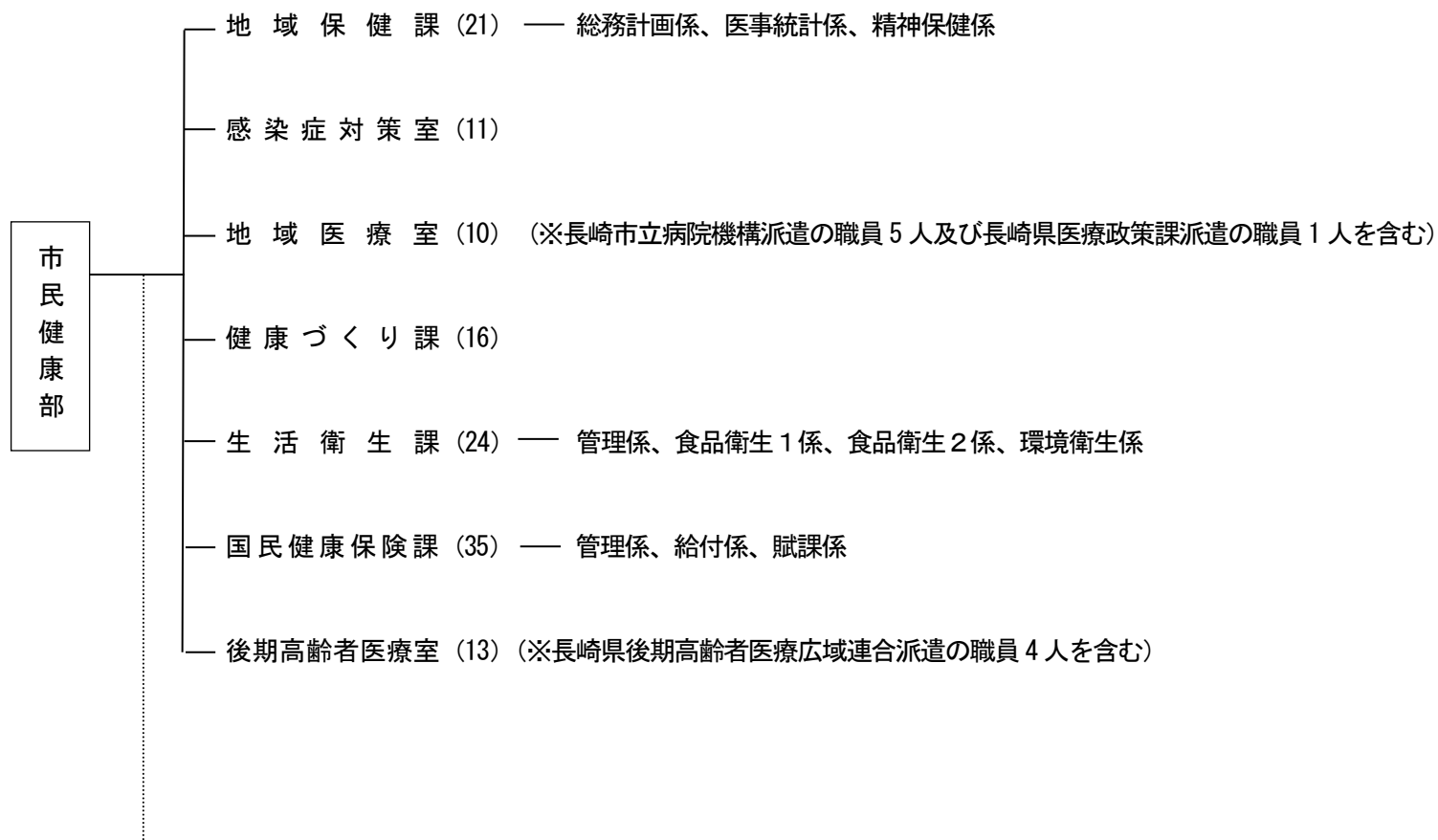
1 分掌事務及び事務の現況等について

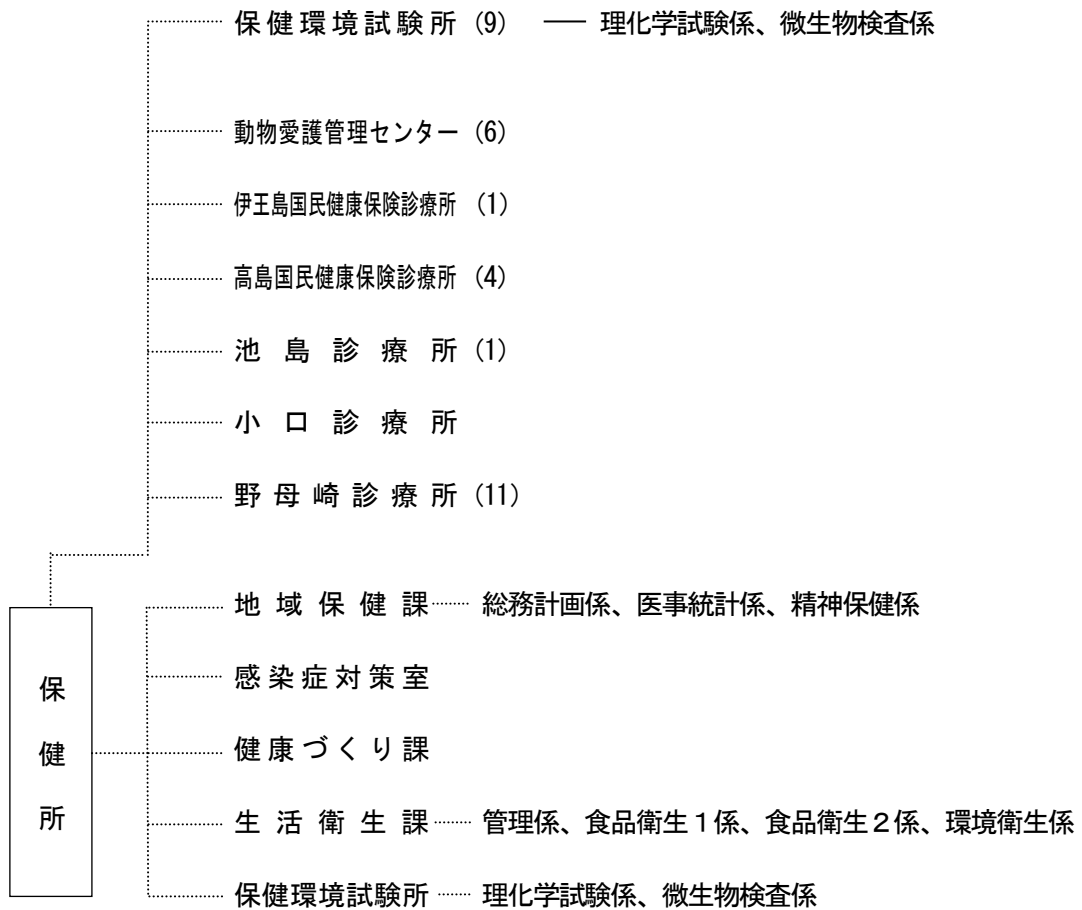
(1) 市民健康部 機構図

令和8年4月1日現在

職員数 162人

() 数字は職員数





(2) 市民健康部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関すること。 (4) 厚生統計調査(社会福祉に係るものを除く。)に関すること。 (5) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定による死体の保存に関すること。 (6) 地域保健施策に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (7) 保健師の統括に関すること。 (8) 精神保健に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。 (11) 医療安全相談に関すること。 (12) 部内事務の連絡調整に関すること。
感 染 症 対 策 室	(1) 地域保健施策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (3) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。)
地 域 医 療 室	(1) 地域医療の推進に関すること。 (2) 救急医療対策に関すること。 (3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会、長崎医療圏病院群輪番制審議会及び地域医療審議会に関すること。 (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構に関すること。 (5) 夜間急患センターに関すること。 (6) 看護師養成事業に関すること。

課 名	分 掌 事 務
健 康 づ く り 課	(1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民 2 1 市民推進会議及びストップ C K D ネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (5) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (6) 歯科保健に関すること（子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (7) 口腔保健支援センターに関すること。
生 活 衛 生 課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく許可等に関すること。 (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく登録等に関すること。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。 (5) 生活衛生に関すること。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 (7) 改葬の許可に関すること。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。 (9) と畜場の設置の許可等に関すること。 (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。
国 民 健 康 保 険 課	(1) 国民健康保険事業の企画に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 国民健康保険運営協議会に関すること。

課 名	分 掌 事 務
後期高齢者医療室	(1) 後期高齢者医療被保険者の便益の増進に寄与する書類の受付等に関すること。
保 健 環 境 試 験 所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	(1) 動物の愛護及び管理に関すること。 (2) 犬の登録及び取締りに関すること。 (3) 狂犬病の予防に関すること。
伊 王 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 高 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所	(1) 外来診療及び看護に関すること。 (2) 製剤及び調剤に関すること。 (3) 麻薬の管理に関すること。 (4) 医薬品の管理に関すること。 (5) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関すること。 (6) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。 (7) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関すること。 (8) 施設の維持管理に関すること。

保健所

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	(1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (6) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (7) 保健師の業務に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (8) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (9) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (10) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (11) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (12) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (13) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (14) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (15) 死体解剖保存法の規定による死体の解剖に関すること。 (16) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (17) 保健所運営協議会に関すること。 (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (19) 所内事務の連絡調整に関すること。

課 名	分 掌 事 務
感 染 症 対 策 室	(1) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (2) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (3) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (4) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (6) 感染症診査協議会に関すること。
健 康 づ く り 課	(1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (2) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (3) 歯科保健に関すること（市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。）。 (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。
生 活 衛 生 課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。
保 健 環 境 試 験 所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。

(3) 市民健康部職員名簿（係長以上）

R 8. 6. 1現在

部長	島 村 昭 太	内線 3 2 0 0
理事兼保健所長	本 村 克 明	内線 3 2 0 1
理事（地域医療担当）	山 田 尚 登	内線 3 2 0 2
次長兼保健所副所長	木 下 史 子	内線 3 9 7 0

地域保健課		8 2 9 - 1 1 5 3（直通）
次長兼課長	花 川 哲	内線 3 9 6 0
主 幹	川 崎 マサ子	内線 3 9 6 1
総務計画係長	柴 崎 隆 好	内線 3 9 5 2
医事統計係長	野 口 恵	内線 3 9 7 1
精神保健係長	森 知佳子	内線 3 9 6 2

感染症対策室		8 2 9 - 1 1 7 2（直通）
室 長	首 藤 充	内線 3 9 8 0
係 長	冨 本 浩 次	内線 3 9 8 1
係 長	鈴 木 優 美	内線 3 9 9 1

地域医療室

室 長

大 塚 貴 伸

8 2 9 - 1 1 7 9 (直通)

内線 4 0 1 0

係 長

渡 邊 栄 介

内線 4 0 1 2

長崎市立病院機構派遣 8 2 2 - 3 2 5 1

部 付 (人事課長)

牟 田 宗一郎

部 付 (内部統制室長)

川 口 智 之

室 付 (契約係長)

尾 崎 典 正

室 付 (人事給与係長)

野 瀬 さやか

室 付 (施設戦略係長)

山 内 豊 和

健康づくり課

課 長

榎 田 嘉 樹

8 2 9 - 1 1 5 4 (直通)

内線 3 8 5 0

次 長

古 堅 麗 子

内線 3 8 4 0

係 長

西 村 直 美

内線 3 8 6 1

係 長

浦 添 杏裕美

内線 3 8 5 1

生活衛生課

課 長

大 峰 光 信

8 2 9 - 1 1 5 5 (直通)

内線 4 0 3 0

管理係長

前 田 博 美

内線 4 0 3 1

食品衛生 1 係長

宮 崎 理 恵

内線 4 0 3 1

食品衛生 2 係長

中 村 久 代

内線 4 0 2 1

環境衛生係長

宗 綱 淳 子

内線 4 0 4 1

国民健康保険課		8 2 9 - 1 2 2 5 (直通)
次長兼課長	中 島 博 和	内線 2 8 6 0
課長補佐	中 山 誠 治	内線 2 8 6 1
管理係長	八 尋 美 月	内線 2 8 6 1
給付係長	宮 本 繁 則	内線 2 8 5 1
賦課係長	佐 藤 文 三	内線 2 8 8 2

後期高齢者医療室		8 2 9 - 1 1 3 9 (直通)
室 長	岡 広 志	内線 2 8 9 0
係 長	勝 本 綾	内線 2 8 9 1
長崎県後期高齢者医療広域連合派遣	8 1 6 - 3 9 3 0 (直通)	
部 付 (事務局長)	萩 原 哲 郎	
室 付 (事業課係長)	松 尾 雄一郎	

保健環境試験所		8 4 6 - 3 1 6 3 (直通)
所 長	山 野 浩 二	
理化学試験係長	船 本 洋 二	
微生物検査係長	崎 村 武 司	

動物愛護管理センター		8 4 4 - 2 9 6 1 (直通)
所 長	山 野 貴 之	
係 長	横 山 竜 太	

伊王島国民健康保険診療所

次長兼所長

※係 長

村 井 信 二

石 飛 純 也

8 9 8 - 2 3 0 0 (直通)

高島国民健康保険診療所

次長兼所長

※係 長

西 倉 哲 司

福 田 洋 行

8 9 6 - 2 0 4 8 (直通)

池島診療所

※所 長

※係 長

相 川 靖 昭

山 下 時 彦

0 9 5 9 - 3 7 - 2 0 9 0 (直通)

小口診療所

※所 長

※係 長

岳 尾 知 紀

宮 崎 卓

8 8 6 - 3 0 3 2 (直通)

野母崎診療所

次長兼所長

次長兼副所長

事務長

係 長

松 本 佳 博

辻 研一郎

平 迫 絵 美

刈 茅 謙

8 9 3 - 1 0 2 4 (直通)

※は、地域センター職員の兼務

(4) 令和8年度 市民健康部 主な事業概要

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域保健課	一般会計	保健衛生統計調査費	3,654
		長崎市地域保健医療対策協議会費	160
		救急艇運営費	15,984
		精神保健対策費	3,705
		自殺防止啓発費	623
		AED整備推進費	4,946
		保健所総務費	5,657
感染症対策室 (その1)	一般会計	事故措置費	23,266
		感染症対策特別促進費	7,594

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
感染症対策室 (その2)	一般会計	エイズ対策費	676
		高齢者等インフルエンザ予防接種費	211,293
		高齢者等肺炎球菌予防接種費	18,705
		高齢者等新型コロナウイルス予防接種費	450,141
		高齢者等带状疱疹予防接種費	168,040
		結核医療療養費	8,615
		結核管理指導費	2,255
		結核対策特別促進費	609
		結核予防費補助金	4,190

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その1)	地域医療対策費	長崎市地域医療審議会等の運営経費など、医療機関の役割分担や連携を推進し、持続可能な地域医療体制を構築するための検討を行う経費	784
	自治体病院等開設者協議会負担金	長崎県自治体病院等開設者協議会の運営に要する負担金	187
	長崎市医師会看護専門学校運営費補助金	看護師、准看護師及び助産師を育成する長崎市医師会看護専門学校の運営費に対する補助金	4,552
	看護師等確保支援費補助金	地域の救急医療提供体制を維持するため、主に新卒看護師の地元就職・定着及び転入促進を図ることを目的として、長崎医療圏病院群輪番制病院に対し、採用活動等の経費に対して助成する補助金	4,500
	看護の日行事開催費補助金	看護についての理解を深めることを目的として制定された「看護の日」の記念行事に対する補助金	300
	在宅当番医制運営委託費	休日の初期救急医療を行う在宅当番医制の実施に要する経費	7,968
	病院群輪番制病院運営費補助金	休日・夜間の2次救急医療を行う輪番制病院の運営費に対する補助金	80,718
	救急医療協力病院運営費補助金	輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対する補助金	4,080
	地域救急医療体制支援補助金	医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院の運営費に対して助成する補助金	38,499

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その2)	歯科在宅当番医制運営費補助金	休日の歯科救急医療を行う歯科在宅当番医制の運営費に対する補助金	1,059
	長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金	夜間急患センターにあわせて開局する調剤薬局の運営費に対する補助金	30,552
	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 評価委員会費	地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の運営に要する経費	201
	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 運営費負担金	地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターに対する負担金	989,541
	【補助】民間病院施設整備 事業費補助金 病院群輪番制病院	休日・夜間の二次救急医療提供体制を維持している病院群輪番制病院（みなとメディカルセンター除く。）に対して検査機器等の設備整備に対して助成する補助金	22,000
	【単独】民間病院施設整備 事業費補助金 長崎原爆病院	被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の設備整備について、国・県・市が協調して助成する補助金	18,720
	【単独】民間病院施設整備 事業費補助金 日浦病院	医療資源が限られている地域において、市民が安心して生活できる医療環境の整備を図るため、地域の病院が行う医療機器の更新等に対して助成する補助金	5,000
	夜間急患センター運営費	夜間等の初期救急医療を行う夜間急患センターの運営に要する経費	249,914
	【単独】診療所施設等整備 事業費 夜間急患センター	夜間急患センターが行う一次救急医療に必要な医療機器の整備に要する経費	5,400

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域医療室 (その3)	長崎市立病院機構 病院事業債管理 特別会計	公債費 長崎みなとメディカルセンターの施設設備整備に要した公債費の償還金 (1) 元金 688,235千円 (2) 利子 61,308千円	749,543
		長崎市立病院機構貸付金 長崎みなとメディカルセンターが実施する施設設備整備のための貸付金	2,000,000
健康づくり課 (その1)	一 般 会 計	献血推進対策費 献血思想の普及啓発や献血者募集等の推進及び長崎市献血推進協議会の開催に要する経費	140
		骨髄バンクドナー普及推進費 骨髄等を提供するドナーが、提供しやすい環境づくりのための支援事業及び骨髄バンクドナー登録の推進に要する経費	702
		国民健康栄養調査費 国の委託を受けて、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするための「国民健康・栄養調査」に要する経費	1,151
		食育推進費 長崎市食育推進計画に基づく食育の普及啓発及び長崎市食育推進会議の開催に要する経費	551
		難病患者地域支援事業費 難病患者への医療相談、在宅支援等に要する経費	392
		地域健康づくり推進費 地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員の活動支援及び地域の交流や自主的な健康づくりの促進のため、気軽に取り組みやすいラジオ体操の普及に要する経費	330
		栄養改善対策費 特定給食施設等に対する栄養・衛生改善の指導や研修会の開催及び食品製造販売業者等に対する栄養成分表示の指導等に要する経費	170

(単位：千円)

課 名	事 業 名		事 業 概 要	予 算 額
健康づくり課 (その2)	一 般 会 計	健康長崎市民21普及費	健康増進計画である「健康長崎市民21」に基づく健康づくりの普及啓発及び推進、並びに健康長崎市民21市民推進会議の開催に要する経費	2,623
		歯科口腔保健計画推進費	歯科口腔保健推進計画に基づく歯科口腔保健の普及啓発及び推進、並びに長崎市歯科口腔保健推進審議会の開催に要する経費	505
		フッ化物洗口推進費	こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校に対し薬剤等を支給又は購入費を助成する経費	8,388
		障害者・高齢者歯科保健費	障害者・要介護高齢者等への口腔ケアを実施する専門職の連携や育成、及び在宅での歯科治療体制を支援するための訪問歯科診療機器購入補助に要する経費	3,103
		生活習慣病予防対策費	慢性腎臓病等予防対策及び長崎市ストップCKDネットワーク会議の開催に要する経費	8,686
		禁煙対策費	市民が身近なところで禁煙相談を受けやすくなる環境づくりや、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発に要する経費	1,352
		がん検診等事業費	がんや生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診等の実施に要する経費	464,682
		がん患者アピアランスケア用品購入費補助金	がん患者のアピアランスケア用品購入費の補助に要する経費	3,648

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
生 活 衛 生 課	一 般 会 計	保健所許認可システム運営費	11,065
		環境衛生監視活動費	1,084
		公衆浴場補助金	2,500
		生活衛生推進事業費補助金	200
		食品衛生監視活動費	10,902
		食品衛生指導員活動費補助金	1,500
		観光施設等食中毒予防対策費	264
		薬事・毒劇物監視活動費	371
		【単独】環境衛生施設整備事業費補助金 共同給水施設	500

(単位：千円)

課 名	事 業 名		事 業 概 要	予 算 額
国 民 健 康 保 険 課	一 般 会 計	国民健康保険事業特別会計繰出金 (事業勘定)	国民健康保険制度の運営に対する国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金 (1) 保険基盤安定負担金 2,579,396千円 (2) 未就学児均等割保険税軽減分 14,050千円 (3) 産前産後保険税軽減分 4,025千円 (4) 条例減免分 3,601千円 (5) 財政安定化支援事業分 789,798千円 (6) 事務費相当分 238,265千円 (7) 特定健康診査無料化等分 37,084千円 (8) 福祉医療費現物給付波及増分 70,309千円	3,736,528
		保険給付費	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険者負担分に要する経費 (1) 療養給付費 30,333,467千円 (2) 療養費 280,011千円 (3) 審査支払手数料等 102,497千円 (4) 高額療養費等 5,194,924千円 (5) 移送費 100千円 (6) 出産育児一時金 61,526千円 (7) 葬祭費 11,960千円	35,984,485
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	国民健康保険事業費納付金	県の国保特会で負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用などに充てるため、県に納付する納付金 (1) 医療給付費納付金 8,101,742千円 (2) 後期高齢者支援金等納付金 2,539,627千円 (3) 介護納付金 741,498千円 (4) 子ども・子育て支援納付金 237,829千円	11,620,696
		特定健康診査等事業費	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導に要する経費	317,546
		保健事業費	被保険者の健康の保持増進に要する経費 (主な内容) 人間ドック・脳ドック助成、歯科健診助成、 禁煙サポート、はり・きゅう助成	71,980

(単位：千円)

課 名	事 業 名		事 業 概 要	予 算 額
後 期 高 齢 者 医 療 室	一 般 会 計	医療健康診査費	長崎県後期高齢者医療広域連合から健康診査を受託し、長崎市医師会、長崎県健康事業団などに再委託して実施する経費	128,847
		医療療養給付費負担金	長崎県後期高齢者医療広域連合に対し、療養給付費総額から現役並所得者に係る給付費を除いた額の1/12を負担する経費	7,006,081
		後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業	高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を実施し、高齢者の健康増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保健事業と介護予防を一体的に実施する経費	15,540
	後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療広域連合納付金	長崎市で徴収した後期高齢者医療保険料及び延滞金、低所得者等に対して軽減された保険料、長崎県後期高齢者医療広域連合で要する事務費を広域連合に納付する経費 (1) 後期高齢者医療保険料等 6,276,719千円 (2) 保険基盤安定負担金 1,849,634千円 (県より3/4を一般会計にて受入、1/4を市負担) (3) 事務費負担金 190,981千円	8,317,334
保 健 環 境 試 験 所	一 般 会 計	保健所総務費	食品、飲料水、家庭用品等の細菌、理化学検査に要する経費	5,713
		感染症検査費	感染症発生時の検査及び原因追究などに要する経費	9,736
		保健環境試験所運営費	保健環境試験所の施設・機器の維持管理費に要する経費	25,545
		【単独】保健環境試験所施設整備事業費 検査機器整備	迅速かつ正確な検査結果を提供するための検査機器の整備に要する経費	18,500

(単位：千円)

課 名	事 業 名		事 業 概 要	予 算 額
動物愛護管理センター	一般会計	動物管理対策費	動物の愛護及び適正飼養の推進並びに動物愛護管理センターの維持管理に要する経費	42,861
		動物愛護週間行事費	動物愛護週間行事である動物愛護フェスタに要する経費	100
		まちなこ不妊化推進費	市内の飼い主不明猫に係る不妊化手術の助成に要する経費	11,729
		動物愛護管理センター解体費負担金	中部下水処理場の解体工事のうち、動物愛護管理センター相当分の負担に要する経費	52,200
伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所	一般会計	国民健康保険事業特別会計繰出金（直営診療施設勘定）	国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定（伊王島国民健康保険診療所及び高島国民健康保険診療所）に対する繰出金	81,592
池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	一般会計	診療所事業特別会計繰出金	診療所事業特別会計（池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所）に対する繰出金	260,858
野母崎診療所	一般会計	建物等維持補修費	野母崎診療所施設の社会福祉法人への貸付部分に係る維持管理に要する経費	8,992

2 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

(1) 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	文部科学省
設 置 日	平成 29 年 3 月 15 日
設 置 目 的	大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックする。
委 員 構 成	国立健康危機管理研究機構 国立国際医療研究所 動物実験管理部 部長 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 リスク評価グループ グループリーダー 札幌市保健福祉局 医務・保健衛生担当 局長 千葉大学 真菌医学研究センター センター長 横浜国立大学 次世代工学システムの安全科学研究ユニット 客員教授 日本原子力研究開発機構 ISCN 能力構築支援室 室長 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第 14 回	令和 8 年 2 月 25 日（水）	① 安全確保の方策等に関する検討状況について ② 地域における理解促進に向けた取組について ③ その他

ウ 主な議事内容等

(ア) 地域における理解促進に向けた取組について

- ・ 長崎大学から、BSL4 施設の運用状況、安全対策、災害対策等について情報共有及び協議を行う地域連絡協議会の開催状況などの報告がなされた。
- ・ 長崎大学から、地域住民の方々に地域連絡協議会の議事内容等をお知らせするため、地域広報紙を刊行するなどの地域への理解促進に関する活動が報告された。

(2) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	内閣官房
設 置 日	平成 28 年 3 月 31 日
設 置 目 的	政府一体となって我が国の感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図る。
委 員 構 成	内閣官房内閣審議官（2 名） 文部科学省大臣官房審議官 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所副所長 長崎大学高度感染症研究センター センター長 長崎大学高度感染症研究センター 副センター長（研究・BSL-4 施設担当） 長崎県副知事 長崎市副市長

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第 10 回	令和 8 年 3 月 26 日（木）	① 長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る進捗状況等について ② 国立健康危機管理研究機構（JIHS）国立感染症研究所の BSL4 施設における取組等について

ウ 主な議事内容等

- (7) 長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る進捗状況等について
- 安全確保の方策等に関する検討状況として、県警との安全対策の検討と訓練の実施、長崎市地域防災計画への BSL4 施設の掲載及び北消防署との災害発生時の対応策の検討と訓練の実施について報告された。
- (4) 国立健康危機管理研究機構（JIHS）国立感染症研究所の BSL4 施設における取組等について
- 令和 7 年 4 月に国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが一体的に統合され、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が創設されたこと、感染症危機対応における国内 BSL4 機能の重要性や国立感染症研究所の BSL4 施設の機能などが説明された。

(3) 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	長崎大学
設 置 日	令和5年4月1日
設 置 目 的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委 員 構 成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

イ 今後のスケジュール等

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第11回	令和8年7月1日（水）	未 定

3 新たに導入される高用量インフルエンザワクチンについて

これまで高齢者のインフルエンザ定期接種に使用できるのは標準量ワクチンのみであったが、令和8年10月からは、これに加えて、高用量ワクチンも定期接種の対象ワクチンに位置付けられた。

高用量インフルエンザワクチンは、現状用いられている標準量インフルエンザワクチンの4倍の抗原を含み、標準量ワクチンと比較してインフルエンザに対する優れた発症予防効果や重症化予防効果が確認されている。

定期接種として高用量インフルエンザワクチンを使用できるのは75歳以上の方に限られ、被接種者本人が標準量ワクチンか高用量ワクチンのどちらかを選択して接種することとなる。

国から高用量ワクチン接種費用の標準額が示されたが、標準量ワクチンの接種費用よりも高額となっているため、接種見込者数や自己負担金を検討し、9月議会に補正予算を計上の予定。

		令和7年度				令和8年度（当初予算）				令和8年度（見直し）		
		接種費用	自己負担金			接種費用	自己負担金			接種費用（予定）	自己負担金（予定）	
65歳以上 75歳未満	標準量 ワクチン	4,541	2,200	➡		4,541	2,200	➡	標準量 ワクチン	4,541	2,200	高用量ワクチンの接種費用、 自己負担金の検討に併せ、 自己負担金について検討中
75歳以上		4,541	2,200			4,541	2,200			9,520	未定	

4 救急搬送における選定療養費の徴収について

救急搬送における選定療養費の徴収について

救える命を救うために ～適正な受診で救急医療を守ろう～

選定療養費 紹介状を持たずに大病院を受診する患者に対してかかる費用

長崎医療圏における取組み概要

▶▶ 緊急性が認められない患者が救急車搬送された際の選定療養費の徴収

 対象医療機関	3病院（長崎大学病院・長崎みなとメディカルセンター・長崎原爆病院）
 費用	7,700円（税込） ※長崎大学病院・長崎原爆病院で時間外に受診した場合、 別途時間外選定療養費5,500円（税込）が徴収される場合があります。
 開始日	令和8年7月1日
 緊急性の評価	総務省消防庁「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」等を参考に、 医師等の意見を踏まえ、ガイドラインを作成。ガイドラインに基づき、 救急車要請時の緊急性を医師が判断。

救急搬送における選定療養費の徴収について



導入目的

- 重症患者の対応という本来の役割を持つ200床以上の病院への救急外来集中を防ぎ、その治療に専念させる。
- 救急車利用を適正化、真に緊急性の高い重症患者を迅速に受け入れる体制の維持・強化を図る。



「救える命を取りこぼさない」救急医療提供体制の維持

※「救急車の有料化」が目的ではありません

判断に迷った時は…

かかりつけ医に相談するか、以下の番号に電話してください。
医師や看護師が受診の必要性などをアドバイスしてくれます。

 #7119（救急安心センター） #8000（小児救急電話相談） 

救急搬送における選定療養費の取扱に係る統一的なガイドライン

1 基本的な考え方

- 一般病床数200床以上の病院が徴収する選定療養費は、診療報酬制度上、「救急の患者」からは徴収してはならないとされているが、この「救急の患者」に該当するか否かは、厚生労働省が疑義解釈として以下のとおり示している。
 - ① 原則として、医療機関の個別判断となること
 - ② 少なくとも単に軽症の患者が救急車により来院し受診した場合は、これに該当しないこと
- 個々のケースにおける「救急の患者」の判断は医療機関が行うことになるが、当ガイドラインは、患者の公平性を確保するとともに、医療機関間の判断に大きな差異が生じないようにする観点から、医師が緊急性を評価する際の一定の目安を各医療機関において共有するために策定するものとする。

2 緊急性の評価の区分

- 初療時に、「救急車要請時の緊急性が認められる」、「救急車要請時の緊急性が認められない」のいずれかを、医師が医学的見地から評価する。

3 緊急性の評価の目安

(1) 救急車要請時の緊急性があると判断される可能性が高い主な事例

救急車要請時に下記具体例のような症状があった場合は緊急性が認められるものとし、例えば、熱中症、小児の熱性痙攣、てんかん発作等のように、救急搬送後の診断時には症状が改善していたような場合であっても、救急車を要請した時点での緊急性は認められるものとする。

なお、公的な第三者機関（#7119、#8000、学校、警察等）が救急車要請を行った場合（指示、助言等を含む）は、最大限考慮の上、緊急性を判断する。（原則として選定療養費を徴収しない。）

**救急車要請時の緊急性があると判断される可能性が高い主な事例
＜具体例＞（総務省消防庁「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」等）**

15 歳以上

- ① 物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい ② 急な息切れ、呼吸困難
- ③ 顔色が明らかに悪い ④ 急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑤ 意識の障害（返事が無い、様子がおかしい、朦朧としている）

- ⑥ 痙攣が止まらない ⑦ 支え無しで立てないぐらい急にふらつく
- ⑧ 突然、周りが二重に見える ⑨ 呂律が回りにくく、うまく話せない
- ⑩ 顔半分が動きにくい ⑪ 突然の顔や手足のしびれ
- ⑫ 大量の出血を伴う怪我 ⑬ 広範囲の火傷
- ⑭ 虫に刺されて全身に蕁麻疹が出て、顔色が悪い
- ⑮ 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた
- ⑯ 血を吐く ⑰ 突然の高熱 ⑱ 突然の激しい頭痛
- ⑲ 胸や背中突然の激痛 ⑳ 突然の激しい腹痛

15 歳未満

- ① 物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ② 呼吸が速い、陥没呼吸がある、喘鳴がある、呼吸が苦しそう
- ③ 15 秒以上の無呼吸がある
- ④ 唇の色が紫、顔色が蒼白
- ⑤ 全身が青くなっている
- ⑥ 頭部を強くぶつけて、出血が止まらない、嘔吐がある、顔色が悪い
- ⑦ 急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑧ 意識の障害（返事が無い、様子がおかしい、朦朧としている）
- ⑨ 痙攣が止まらない、一度止まっても 24 時間以内に 2 回以上繰り返す
- ⑩ 手足が硬直している
- ⑪ 刺激しても反応が鈍い、眠ってばかりいる
- ⑫ 意味不明の言動がある、異様に興奮している
- ⑬ 大量の出血を伴う怪我
- ⑭ 広範囲の火傷
- ⑮ 虫に刺されて全身に蕁麻疹が出て、顔色が悪い
- ⑯ 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた
- ⑰ 突然の激しい腹痛
- ⑱ 頻回の嘔吐
- ⑲ 保護者から見て、いつもと違う、様子がおかしい

（２）救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

明らかに救急車を要請するほどの緊急性ではない症状に限るものとし、下記アについては緊急性が認められないものとする。

下記イについては緊急性が低いことから、基本的に緊急性が認められないものとするが、診断の結果、別の疾患の兆候である可能性を否定できず、評価が難しいケースや判断に迷うケースである場合は、緊急性が認められるものとして差し支えないものとする。

**救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例
＜具体例＞**

ア 明らかに緊急性が認められない症状

- ① 軽度の切り傷のみ
- ② 軽度の擦過傷のみ

イ 緊急性が低い症状 ※ただし、別の疾患の兆候である可能性あり

- ① 微熱（37.4℃以下）のみ
- ② 虫刺創部の発赤、痛みのみで、全身のショック症状は無い
- ③ 風邪の症状のみ
- ④ 打撲のみ
- ⑤ 慢性的又は数日前からの歯痛
- ⑥ 慢性的又は数日前からの腰痛
- ⑦ 便秘のみ
- ⑧ 何日も前から症状が続いていて特に悪化したわけではない
- ⑨ 不定愁訴のみ
- ⑩ 眠れないのみ

5 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度は、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度で、上限額が個人や世帯の所得に応じて決まっている。

高額療養費制度については、そのセーフティーネット機能を将来にわたって堅持し医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮したうえで、令和8年8月と令和9年8月の二段階で見直しが予定されている。

(1) 検討の主な経過

令和7年3月	患者団体等から自己負担上限額の見直しは受診抑制につながるおそれがあるなどの問題点や検討プロセスに丁寧さを欠いているという指摘などによる撤回の訴えを受けて、総理大臣が、見直しの全体について実施を見合わせるとともに、令和7年秋までに改めて方針を検討し、決定することを表明した。
令和7年5月	厚生労働大臣の諮問機関である「社会保障審議会」の医療保険部会に「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」(注)が設置され、患者団体・保険者等からのヒアリングを丁寧に実施した上で、具体的な高額療養費制度の在り方に関して集中的な議論を行うこととなった。
令和7年12月	上記専門委員会の第8回委員会(16日開催)において「高額療養費制度の見直しの基本的な考え方」が示され、第9回委員会において取りまとめられた。 その後、12月26日に閣議決定した予算案に反映された。
令和8年3月	厚生労働省は、高額療養費の改正について「健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。〔5月29日可決成立〕 政令において支給要件等を定めるに当たって、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化することとなった。

(注) 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会：患者団体、医療保険者、労使団体代表、学識経験者等で構成

(2) 令和8年8月の主な見直し内容

ア 各所得区分の月額上限額が引き上げられる。ただし、長期療養者への配慮として、多数回該当^(注)の限度額は据え置かれる。

(注) 多数回該当：過去12カ月間に、国民健康保険の世帯単位での高額療養費の該当回数が4回以上ある場合、4回目以降の自己負担額がさらに引き下げられる

イ 年間上限額が設けられる。

ウ 70歳以上かつ医療費2割負担のかたに適用されている外来特例制度^(注)の限度額が引き上げられる。ただし、低所得Ⅰの区分のかたは据え置かれる。

(注) 外来特例制度：外来受診における医療費自己負担額につき、年間又は年間上限額を設け、それを超えた負担分について償還する制度

【70歳未満】		令和8年7月まで	令和8年8月～令和9年7月	
所得区分		月額上限 ＜多数回該当＞	月額上限 ＜多数回該当＞	年間上限
ア	市県民税の課税世帯 年間所得901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% ＜140,100円＞	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1% ＜140,100円＞	1,680,000円
イ	市県民税の課税世帯 年間所得600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% ＜93,000円＞	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1% ＜93,000円＞	1,110,000円
ウ	市県民税の課税世帯 年間所得210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% ＜44,000円＞	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1% ＜44,000円＞	530,000円
エ	市県民税の課税世帯 年間所得210万円以下	57,600円 ＜44,400円＞	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円
オ	市県民税の非課税世帯	35,400円 ＜24,600円＞	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円

※負担割合：3割（ただし、義務教育就学前は2割）

【70歳以上】

負担割合		令和8年7月まで		令和8年8月～令和9年7月		
		所得区分	月額上限 ＜多数回該当＞	外来特例 (個人ごと)	月額上限 ＜多数回該当＞	年間上限 外来特例 (個人ごと)
3割	現役並みⅢ	市県民税の課税所得 690万円以上	252,600 + (総医療費-842,000) × 1% ＜140,100＞	—	270,300円 + (総医療費-901,000) × 1% ＜140,100円＞	1,680,000円
	現役並みⅡ	市県民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+1% + (総医療費-558,000) × 1% ＜93,000円＞	—	179,100円 + (総医療費-597,000) × 1% ＜93,000円＞	1,110,000円
	現役並みⅠ	市県民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 + (総医療費-267,000) × 1% ＜44,000円＞	—	85,800円 + (総医療費-286,000) × 1% ＜44,000円＞	530,000円
2割	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	57,600円 ＜44,400円＞	18,000円 (年間上限： 144,000円)	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円 22,000円 (年間上限： 216,000円)
	市県民税の非課税世帯Ⅱ		24,600円	8,000円	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円 11,000円 (年間上限： 96,000円)
	市県民税の非課税世帯Ⅰ (所得が一定額以下)		15,000円	8,000円	15,700円	180,000円 8,000円

(3) 令和9年8月の主な見直し内容(予定)

- ア 所得に応じてよりきめ細かく見直し、現行の所得区分をそれぞれ3区分に細分化する。(市県民税非課税世帯を除く)
- イ 市県民税非課税ラインを若干上回る年収層である「年収200万円未満」のかたの多数回該当の金額を引き下げる。
- ウ 外来特例制度の限度額を引き上げるが、年間の最大自己負担額が増加しないよう配慮する。

(4) 根拠法令 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和8年7月下旬に公布予定)

(5) 施行日 令和8年8月1日